

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度大潟村一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	36,263千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	429,188千円

## 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	98,040	14,078		3,722	10,813	69,427
	障害者福祉事業	59,012	41,574			2,350	15,088
	高齢者福祉事業	44,777	463		25,388	2,551	16,375
	児童福祉事業	58,761	50,743			1,081	6,937
	小計	260,590	106,858		29,110	16,794	107,828
社会保険	国民健康保険事業	14,218	9,614			620	3,984
	介護保険事業	37,697	540		13	5,006	32,138
	後期高齢者医療事業	38,434	6,938			4,244	27,252
	小計	90,349	17,092		13	9,871	63,373
保健衛生	疾病予防対策事業	50,019	5,124		1,903	5,794	37,198
	診療所事業	28,230				3,804	24,426
	小計	78,249	5,124		1,903	9,598	61,624
合計		429,188	129,074		31,026	36,263	232,825